

令和8年度地域こども体験学習事業業務委託にかかる質問及び回答

番号	項目	質問内容	回答
1	業務委託仕様書 5業務内容	(2)地域でこども体験学習を行うための情報提供、助言・指導 イ内容にかかる条件 ・情報提供、助言・指導に資する情報の収集・集積を行うとともに、地域でこどもにかかる活動を行っている団体やその活動の実態の把握に努めること。 ⇒令和7年度までに収集・集積された情報及びこどもにかかる活動を行っている団体やその活動の実態についての情報は、ご提供いただけるのでしょうか。	情報提供、助言・指導に資する情報のご提供はできません。 また、地域でこどもにかかる活動を行っている団体等の情報については、各区・局のホームページ等をご参照ください。
2	業務委託仕様書 5業務内容	(4)「啓発事業」の実施 イ対象 ⇒対象となるイベント・行事・事業に関して、令和7年度までの開催状況等の情報は、ご提供いただけるのでしょうか。	イベント・行事の開催状況については、各局・区のホームページ等をご参照ください。
3	業務委託仕様書 8再委託に関する事項	(1)業務委託契約書（経常型）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。ウ「研修＋実体験プログラム」の実施 ⇒令和7年度の事業パンフレットを拝見したところ、実体験プログラムの紹介欄に委託業者とは別の業者名が記載されていますが、これは、再委託業者が実施されているということでしょうか。再委託でない場合、各業者との連携方法をご教示いただけますでしょうか。	実体験プログラムの紹介欄に記載のある業者名は、「研修＋実体験プログラム」に派遣する講師が所属する企業や団体名であり、受託者は利用を希望する団体の実情に合わせた連絡調整や課題解決に向けた企画立案、派遣する講師との日程調整等を行っていただくことになります。